

[事案 30-182] 新契約無効請求

・令和元年7月12日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

保険料の減額が一部解約になると募集人から説明を受けていなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年4月に契約した定期保険2件について、契約時、募集人に、保険期間中に戻り金が発生しないことを条件とすること、保険料が高額であるため次年度は今回と同様の金額を払うことは出来ないことを伝えたところ、減額が可能であるとの回答だったので、契約申込みをした。募集人からは、減額は一部解約となることの説明を受けておらず、それを知っていれば契約しなかったので、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時、申立人代表者から、1年後に減額するという話をされていない。また、申立人代表者から減額の可否について質問はあったが、具体的な時期や金額の言及がなかったため、減額は可能である旨のみを回答した。
- (2)募集人の上司が、解約時の試算表により、減額は一部解約となり返戻率が悪くなることを説明しようとしたが、申立人代表者が説明を聞こうとしなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人代表者および申立人従業員、募集人およびその上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約後1年程度で減額することを前提に減額による解約返戻金が発生しないから契約することを保険会社に伝えて本契約を締結したとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約は、募集人がたまたま挨拶のために立ち寄ったときに保険契約の話となり、その場で携帯端末にて設計書を作成して説明し、翌日に申込手続きに至ったものであるが、募集人の事情聴取によっても、申込日に再度十分な説明を行ったとは認められず、契約前に十分な説明が行われたかについて疑問が残る。
- (2)保険金額が大きい本契約の締結にあたり、保険料の継続的な支払可能性について、保険会社は十分な調査を行っていない。本契約は、申立人の役員でもない従業員を被保険者とするものであり、損金処理目的のための保険であることを募集人が知っていたこと、申立人代表者から減額についての質問がされていること等の状況においては、募集人としては、申立人の財務状況についての確認を行うべきであったと考えられ、これがなされていれば、本紛争を未然に防止することが可能であった。